

○ 全般的事項

添付資料 2

顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント

○ 全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
1. 分別管理の社内規程・規則及び手続きが明確化されているか。	<p>① 社内規程等が実態に即して整備されているか。</p> <p>② 金銭、有価証券及び信託の差替えにおいて、それぞれ担当部署において事務マニュアルなどが整備され、そのとおり機能しているか。</p>
2. 社内監査・検査が明確に規定されており、定期的に実施されているか。	<p>社内監査・検査マニュアルを入手し、実際に行われた社内監査・検査の対象、期間を質問する。</p>
3. 分別管理の状況の法令遵守責任者（法令遵守担当の責任者をいう。以下同じ。）への報告体制は整備されているか。	<p>分別管理の状況の法令遵守責任者への報告体制につき、社内規程等において明確にされているかを質問し、また、社内監査・検査報告記録を確認する。</p>
4. 顧客分別金の信託不足・不適切な解約、有価証券の管理相違等があった場合、適切な措置が講じられる体制ができているか。	<p>分別管理担当責任者に、分別管理に関する法令等についての違反が見えられた場合の対応方針について質問する。また、同責任者に直近1年間における分別管理に関する法令等についての違反の有無を質問し、有りの場合には、その後の措置を質問する。</p>
5. 顧客資産の分別管理に関する法令・諸規則の変更があったときは、担当部署にその内容が伝達周知されているか。	<p>分別管理担当責任者に、関連法令等に変更があった場合に社内へ周知徹底させる方法について質問する。また、金融庁の検査結果・投資信託協会の調査結果等に基づく対応について、関係者へいかに周知徹底が図られているかについて質問する。</p>

○ 全般的事項

チェック項目	チェックのポイント
<p>6. 顧客資産の分別管理に関するコンピュータプログラム及びシステムに関し、必要に応じて適切な対応が図られているか。</p>	<p>分別管理担当者、分別管理に関するコンピュータプログラム及びシステムに関する変更の事実の有無及び顧客資産の分別管理に関する法令等の変更があるときのシステム対応状況について質問する。また、分別管理担当者、分別管理に関して利用されているコンピュータシステムに関する信頼性をどのように確認しているかについて質問する。</p>
<p>7. 分別管理に関する顧客データの保全に ついて適切な社内対応が図られている か。</p>	<p>分別管理担当者、分別管理に関する顧客データへの不正アクセスを防ぐ体制、パスワード管理等について質問する。また、システムエラーがあったときのバックアップ体制について質問する。</p>
<p>8. 金融庁の検査・投資信託協会の調査等 において指摘された事項について、適切 な措置が講じられているか。</p>	<p>分別管理担当者、金融庁の検査・投資信託協会の調査等において指摘された事項及び当該指摘事項に対する対応状況について質問する。</p>

I 金銭の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
<p>A 顧客分別金必要額（以下、この資料において「必要額」という。）は正確に計算されているか。</p>	<p>必要額は、顧客勘定の貸方残高【注】、募集等受入金の合計額から控除可能金額の合計額を差し引いて算定しているか。</p> <p>注：例えば、日計表を基礎に計算している場合、貸方「顧客からの預り金」残高から借方「顧客への立替金」を控除して計算するなど、所謂、顧客の未済分を他の顧客の預り金残高から控除して必要額を計算しているようにならないか注意する。</p> <p>記録の網羅性：必要額に含めるべき勘定科目は、すべて計算対象となっているか。</p> <p>勘定科目が新たに設定される際、必要額の計算対象に含めるべきかどうかの検討がなされているか。</p> <p>記録の正当性：当日入金処理すべき金額は含まれているか。</p> <p>会計処理ミス等による異常値は、適切に補正されているか。</p> <p>記録の保全：必要額の計算過程が保存されているか。</p>
<p>B 顧客分別金信託で金銭を信託している場合、適切に経理処理されているか。</p>	<p>① 「預託金」勘定の中科目である「顧客分別金信託」勘定で経理処理されているか。</p> <p>② 顧客分別金信託の設定・解約時に経理処理されているか。</p>
<p>1. 顧客勘定元帳の貸方残高について、正確に計算されているか。</p> <p>イ 顧客からの預り金 証券買付前受金、証券売却代金一時預り金など</p> <p>ロ 募集等受入金</p>	<p>① 必要額の計算は1円単位で行われているか。</p> <p>② 必要額を算定するための基礎シートは、毎日作成され、かつ、毎日チェックされているか。</p> <p>③ 顧客からの預り金で出金処理した後、未受渡のまま部に滞留しているもの、顧客への売却代金の送金が手違い等により返戻された場合の預り金や募集中止により顧客へ返還する前の預り金について</p>

チェック項目	チェックのポイント
<p>有価証券の募集・私募の取扱い等に係る受入金など</p> <p>ハ その他の預り金</p>	<p>て、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>④ 当日入金処理すべき時限が社内規程等で明確に規定され、当該時限以内に入金が確認されたものは、当日の必要額の計算対象とされているか。また、当日において、当該時限以降に入金が確認されたものについては、翌営業日の必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑤ 顧客からの売却券面の受入遅延等（ペーパーレス有価証券に係る振替遅延も含む。）が生じた際、その売却代金に係る顧客の預り金は必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑥ 顧客より受入小切手（当店、他店券等）やその他金銭と同一の性質を有するものを受け入れた場合、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑦ 利金・分配金・償還金等は、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑧ 不明入金が確認された場合には、これが顧客に帰属するものであるかを調査し、これらに該当することが判明したときは、速やかに必要額の計算対象とされているか。</p> <p>⑨ 顧客、金融商品取引業者及び集金代行業者との契約において、顧客の有価証券買付代金相当額の集金を当該代行業者に委託している場合、当該代行業者に滞留している当該代金相当額について、必要額の計算対象とされているか。</p>
<p>2. 募集等受入金について、正確に計算されているか。</p>	<p>① 募集等受入金は、必要額の計算対象とされているか。</p> <p>② 募集等受入金を上回る募集等払込の控除を行っていないか。</p>

I 金銭の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
<p>3. 控除可能金額について、正確に計算されているか。</p> <p>イ 立替金（買付代金等の立替金のうち、その買付けに係る有価証券について金融商品取引法第 43 条の 2 の分別管理がなされているものに限る。）</p>	<p>① 異なる顧客間で立替金を顧客からの預り金から差し引いていないか。</p> <p>② 買付代金等の立替金のうち、その買付けに係る有価証券について金融商品取引法第 43 条の 2 の分別管理がなされていないにもかかわらず、当該立替金が控除されていないか。</p>

Ⅱ 顧客分別金信託

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 金融商品取引業者を委託者とし同社の顧客を元本の受益者として顧客分別金信託に係る信託契約が締結されているか。</p>	<p>① 金融商品取引業者が委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関が受託者、金融商品取引業者の顧客が元本の受益者とされているか。</p> <p>② 金融商品取引業者において受益者代理人が定められているか。</p> <p>③ 受益者代理人は、求められる役割を十分に果たすため、以下の者から選任されているか。 (1) 社内の場合は、代表取締役又はこれに準ずる者で、業務執行の管理について責任を有する者 (2) 社外の場合は、弁護士、公認会計士等の信託管理の実務の執行を監督するに相応しい資格を有する者</p> <p>④ 金融商品取引業者が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る受益者代理人が同一人とされているか。</p> <p>⑤ 金融商品取引業者が、金商法第 79 条の 53 第 1 項各号に定める事由に該当することとなった場合には受益者代理人を③の (2) に掲げる者としているか。</p> <p>⑥ 金融商品取引業者は、直接募集等の業務を行わなくなすることを決定した場合又は金商法第 79 条の 53 第 1 項各号に定める事由に該当することとなった場合に、直ちにその旨を受益者代理人 (⑤) に規定する受益者代理人をいう。以下同じ。) に通知することとなっているか。 また、受益者代理人は金融商品取引業者から通知を受けたときは、直ちにその旨を受託者に通知することとなっているか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
	<p>⑦ 金融商品取引業者が金商法第79条の53第1項各号に定める事由に該当することとなった場合には、受益者代理人が特に認める場合を除き、金融商品取引業者が受託者に対し運用の指図を行えないこととなっているか。</p> <p>⑧ 自社の商号（名称）・代表者・住所・届出印鑑及び受益者代理人の住所・氏名・届出印鑑等に変更のあるときは、信託銀行等に所定の手続きがとられているか。</p> <p>⑨ 顧客分別金信託を委託している契約先の信託銀行に変更があった場合、既に契約している契約の解約と新たな信託銀行との契約は、顧客分別金信託に切れ目が生じることがないように行われているか。</p>
<p>2. 顧客分別金信託の信託銀行の残高と帳簿残高の照合が適切に行われているか。また、残高に不一致があった場合、適切な対応がとられているか。</p>	<p>① 顧客分別金信託額について、定期的な残高照合が行われているか。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差替計算基準日における必要額と顧客分別金信託額（差替信託の都度、信託銀行から送付される通知（例：「金銭信託お手続きご通知」）の残高）の照合 ・ 信託銀行から契約書に基づき定期的に交付される照合書類と預託金帳簿残高との照合 ・ 有価証券の信託、特金で有価証券を保有している場合における評価額の算定 等 <p>② 顧客分別金信託の設定・解約に関する指図が誤っていないか確認しているか。</p> <p>③ 不一致が生じている場合には、その原因分析が行われているか。</p> <p>④ 管理者は、不一致の発生原因が究明できない場合には、速やかに法令遵守責任者等とともに、内部監査部門へ報告しているか。</p>

Ⅱ 顧客分別金信託

チェック項目	チェックのポイント
<p>3. 差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、差替日に当該不足額が追加されて信託されているか。</p>	<p>① 必要額の差替えについては、週に1日以上、必要額の差替えの基準となる日（差替計算基準日）を設け、差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が必要額に満たない場合には、その差替計算基準日の翌日から起算して3営業日以内（差替日）に、その不足額に相当する額の信託財産が追加されているか。</p> <p>② 社内規程において、顧客分別金信託に係る差替計算基準日が休業日が重なっている場合の取扱い（その前営業日に繰り上げるか、翌営業日に繰り延べるか。）が定められているか。</p> <p>③ 顧客分別金信託額計算以降に、基準日の必要額が変更となった場合には、再計算されているか。</p> <p>④ 顧客分別金の差替計算基準日等のスケジュールに変更がある場合、信託契約及び社内規程が変更されているか。また、変更後、最初の差替計算基準日が従来の差替計算基準日と1週間以上の期間、空いていないか。</p>
<p>4. 次の各号により顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下、本項において同じ。）に係る信託契約の全部又は一部を解約する場合、同号に定める額の範囲内で行われているか。</p> <p>イ 信託財産の元本が必要額を超過する場合</p> <p>差替計算基準日における信託財産の</p>	<p>① 顧客分別金信託を解約又は一部解約する場合、以下のいずれかの条件が満たされているか。</p> <p>イ 差替計算基準日の信託財産の元本の評価額が必要額を超過する場合に、その超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。</p>

チェック項目	チェックのポイント
<p>元本の評価額が必要額を超過する場合における当該超過額に相当する額</p> <p>ロ 募集等受入金を払込む場合 募集等受入金の払込日における当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額</p> <p>ハ 顧客分別金の管理を他の信託へ変更する場合 変更しようとする信託財産の額</p>	<p>ロ 募集等受入金の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額の範囲内で信託契約の解約又は一部解約を行う。</p> <p>ハ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部解約を行う。</p> <p>② 顧客分別金の信託不足又は不適切な解約はないか。あった場合には、必要適切な措置が講じられたか。</p> <p>③ 差替日後に募集等受入金の払込みが予定されている場合、必要額から当該大口出金の額を控除して信託必要額を算定し、追加信託、解約を行っているか。</p>
<p>5. 顧客分別金信託の運用は、金融庁告示に基づき適切に行われているか。</p>	<p>① 顧客分別金信託は金銭の信託、有価証券の信託又は包括信託のうち、どの形態をとっているか。</p> <p>② 「金銭の信託」で運用している場合、適切な運用対象となっているか（元本補てん契約をした場合を除く。）。</p> <p>③ 「金銭の信託」で運用している場合、信託財産たる有価証券の評価額は、差替計算基準日における時価となっているか。</p>

チェック項目	チェックのポイント
	<p>④ 元本補てん契約付きの合同運用指定金銭信託で運用している場合、信託元本の金額がそのまま評価額となっているか。</p> <p>⑤ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」を行っている場合、信託される有価証券は、金融庁告示に規定された有価証券の種類となっているか。</p> <p>⑥ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」を行っている場合、信託された有価証券の評価額は、金融庁告示に規定された掛け目に基づき算定されているか。</p> <p>⑦ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」について、信託された有価証券の運用が行われていないか。</p> <p>⑧ 「有価証券の信託」又は「金銭と有価証券の包括信託」について、信託された有価証券の所在が帳簿上、明らかになっているか。</p>

III 有価証券の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
<p>1. 顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券（以下、この資料において「顧客有価証券」という。）を寄託するための適切な契約が締結されているか。</p>	<p>① 金融商品取引業者と顧客との契約（例えば、「保護預り約款」及び「振替口座約款」等）が適宜、締結されているか。</p> <p>② それぞれの契約において、管理方法（振替決済（振替口座簿に記載又は記録する保管方法をいう。以下同じ。）、単純保管、混蔵管理又は共有持分）及び保管場所（口座管理、第三者保管）が規定された契約内容とされているか。</p> <p>③ 保管地の国内外を問わず、第三者保管機関において保管する場合には、顧客から再寄託同意を得ているか（ただし、貸金庫契約に基づく証券代行会社へのアウトソーシングなど、再寄託同意を必要としない場合もある。）。</p> <p>《参考》 保管機関と管理形態</p> <p>イ 口座管理 振替決済：社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取り扱う投資信託受益権など</p> <p>ロ 第三者保管 単 純：証券代行会社へアウトソーシングしている非上場株式の株券など 混 蔵：非上場株式の株券、債券（証券代行会社）及び外国証券など 共 有：累積投資商品など</p>
<p>2. 法令上、分別管理すべき有価証券を整理し、各社の実状に応じて具体的に整理した上で、適切に分別管理されているか。</p>	<p>① 分別管理しなければならない顧客有価証券</p> <p>イ 振替口座簿に記載又は記録された有価証券</p> <p>ロ 売付けのために顧客から一時的に預った有価証券（委任契約による場合）</p>

チェック項目	チェックのポイント
	<p>ハ 保護預り証券（単純な寄託契約又は混蔵寄託契約）</p> <p>ニ 有価証券の買付代金が未収の顧客について、当該替金を当該顧客の分別金から控除して計算している場合における当該買付けに係る有価証券</p>
<p>3. 法令に定める方法により、それぞれの管理方法（振替決済、単純寄託、混蔵寄託又は共有持分）に応じて適切に分別管理されているか。</p>	<p>① 振替決済の場合、顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。</p> <p>② 単純保管の場合、顧客有価証券については、顧客別にファイリングする又は証券記番号で管理する方法等により、保管有価証券の券面毎に所有する顧客を特定できているか。</p> <p>③ 混蔵保管の場合、顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。</p> <p>④ 顧客と共有して保有する有価証券については、これが特定され、かつ、顧客毎の持分が自己の帳簿等により直ちに判別できているか。</p>
<p>4. 保管施設等について適切な社内対応が図られているか。</p>	<p>① 保管施設及び管理方法が社内規程等において具体的に定められているか。</p> <p>② 第三者機関の保管業務が安全かつ確実に行われているかを確認するための社内対応が具体的に図られているか。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 格付けの確認による信用状況のチェックが行われているか。 ・ 外部監査等により適正に保管業務を行っているか検証されているか確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容がある程度、確認できるものが入手されているか。 ・ 保管施設毎に顧客有価証券の区分方法等を確認するなど、社内対応が具体的に図られているか。 ・ 第三者機関について、調査対象と対象外とする機関についての基準を社内規程等で整備し、その

チェック項目	チェックのポイント
	<p>規程どおりの社内対応が図られているか。</p>
<p>5. 顧客有価証券に移動があった場合の対応が適切か。</p>	<p>① 第三者機関に預託されている顧客有価証券に移動があった銘柄については、移動後の残高又は移動証券とデータ（移動明細データ等）等の確認がその都度、行われているか。</p>
<p>6. 第三者保管（振替決済、単純又は混蔵）の場合、当該機関の預託残高証明と自社の帳簿等の残高との照合が適切に行われているか。</p> <p>① 定期照合 ② 照合差異の事由と確認 ③ 照合不一致への対応</p>	<p>① 第三者機関が作成・交付する預け先残高と顧客有価証券の帳簿等残高とが定期的に照合されているか。照合対象とすべき第三者機関の例（出力帳票又は証明書など）として、</p> <p>イ 証券保管振替機構 ロ 証券代行会社 ハ その他</p> <p>② 照合した結果、顧客有価証券の帳簿等残高と預け先残高とに差異があった場合、その事由が合理的なものか確認しているか。照合差異の主な例として、</p> <p>イ フェイルされた場合 ロ 顧客の依頼により現物を引出してから受け渡すまでの間 ハ 入力ミス ニ その他</p>
	<p>③ 照合差異の事由を確認した結果、顧客有価証券の残高に不一致が認められた場合、速やかに保管責任者への報告が行われているか。</p> <p>④ 照合不一致の原因等を究明するとともに、顧客有価証券の不足が認められた場合、速やかに不足を解消しているか。</p>

Ⅲ 有価証券の分別管理

チェック項目	チェックのポイント
	⑤ 保管責任者の調査において、不一致の原因等が究明できない場合、速やかに法令遵守責任者等及び内部監査部門へ報告が行われているか。

以 上